

台風などの災害時における個人・法人の税金の取り扱い

自社・自宅が被災した場合（個人）・・・所得税

①雑損控除・災害減免法

災害により住宅や家財などに損害を受けた場合には、確定申告を行うことで所得税法の雑損控除又は災害減免法の適用を受けることができ、どちらか有利な方を選ぶことによって、所得税を軽減できます。

イ) 雑損控除・・・損害金額 + 災害関連支出の金額 - 保険金などにより補てんされる金額 = 差引損失額

次のいずれが多い方⇒差引損失額 - (総所得金額等 × 10%) = 雑損控除額

⇒災害関連支出の金額 - 5万円 = 雑損控除額

ロ) 災害減免法・・・所得金額に応じて軽減される所得税の金額が変わる。

・所得500万円以下⇒所得税の全額免除

・所得500万円～750万円⇒所得税の1/2軽減

・所得750万円～1000万円⇒所得税の1/4軽減

次の全ての条件に当てはまる人が適用。

・災害によって受けた住宅や家財の損害金額が、その時価の2分の1以上

(損害金額 = 保険金などにより補てんされる金額を除いた額)

・災害にあった年の所得金額の合計額が1,000万円以下

②(特定増改築等)住宅借入金等特別控除

災害によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった住宅用家屋については、居住できなくなった年以後の残りの適用年においても、引き続き住宅借入金等特別控除を受けることができます。

自社が被災した場合（法人）・・・法人税

①災害により滅失・損壊した資産等

法人の有する商品、店舗、事務所等の資産が災害により被害を受けた場合に、その被災に伴い次のような損失又は費用が生じたときには、その金額を損金の額に算入されます。

1. 商品や原材料等の棚卸資産、店舗や事務所等の固定資産が、災害により滅失又は損壊した場合の損失

2. 損壊した資産の取り崩し又は除去のための費用

3. 土砂その他の障害物の除去のための費用

②復旧するために支出する費用

・被災資産についてその現状を回復するための費用⇒修繕費

・被災資産について支出する費用のうち、資本的支出か修繕費か明らかでないもの

⇒その金額の30%を修繕費、残額を資本的支出

**【今月の経営格言】 人生・仕事の結果＝考え方 (-100～100)
×熱意 (0～100) ×能力 (0～100) by 稲森和夫 (京セラ会長)**

この方程式は「ごく平均的な能力しか持たない人間が、偉大なことを成しうる方法はないだろうか」という問いに稲森和夫が出した答えです。この方程式を見ると「考え方」次第で、人生や仕事の結果が180度変わることが分かります。創業当時の京セラのメンバーの「能力」は平均的で、「能力」だけでは日立や東芝といった一流企業に勝てないことは明白でした。「熱意」と「考え方」は自分次第で高めることができます。正しい哲学を持って全力で努力すれば「能力」以上の結果が得られるのです。「図解 稲森和夫の経営早わかり」より